

平成28年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年2月17日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時25分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
 - 議題の非公開について
 - 議案第11号 平成28年度大津市一般会計教育費2月補正予算に係る意見の申出について
 - 議案第12号 平成28年度大津市学校給食事業特別会計2月補正予算に係る意見の申出について
 - 議案第13号 平成29年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第14号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第15号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
- 4 出席委員
桶谷教育長、前田委員、壽委員
- 5 会議に出席した説明員
井上教育次長、船見政策監、今井教育監、徳永子ども政策監、南堀教育総務課長、中岡学校給食課長、菊池中学校給食準備室長、三上幼児教育指導監、堀口保育幼稚園課長、服部保育幼稚園課長補佐、白井教育総務課主査
- 6 会議に出席した事務局職員
上杉教育総務課指導主事、伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
 - (1) 一般傍聴者 0人
 - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第11号から議案第15号までについて、非公開とすることを可決

議案第11号 平成28年度大津市一般会計教育費2月補正予算に係る意見の申出について

議案第12号 平成28年度大津市学校給食事業特別会計2月補正予算に係る意見の申出について

【説明】

○船見政策監 議案第11号平成28年度大津市一般会計教育費2月補正予算に係る意見の申し出について及び議案第12号平成28年度大津市学校給食事業特別会計2月補正予算に係る意見の申し出について、いずれも市議会の2月通常会議に上程予定の一般会計教育費及び学校給食事業特別会計補正予算について委員会の意見を求めるものである。

今回の一般会計の補正総額は1億5,491万1,000円の減額で、補正後の教育費予算額は120億7,304万5,000円となる。

今回の2月補正予算については、主に決算を見通した事業費の精算となり、今回はその中で補正額が大きい事業のみ説明する。

小学校大規模改造事業費は、それぞれの工事について国庫補助金の追加内示及び事業進捗に伴う補正である。また、合わせて繰越明許費を変更するものである。

中学校大規模改造事業費についても、それぞれの工事について国庫補助金の追加内示及び事業進捗に伴う補正である。なお、繰越明許費については、11月の補正予算にて計上している。

東部共同調理場移転新築事業費は、事業の精算に伴う事業費の補正である。

学校給食事業特別会計について、補正額は1,859万2,000円の減額で、補正後の特別会計予算額は15億1,400万円となる。今回の補正は、給食日数の減による賄材料費の減額等を行うものである。

○徳永子ども政策監 幼稚園管理運営費は、市立幼稚園の維持管理に伴う経費となり、志賀南幼稚園通園バス老朽化による車両更新経費と、エアコン設置に伴う光熱水費の増額補正である。

施設型給付費等支給事業費(教育)は、新制度移行の私立幼稚園及び認定こども園の教育に係る部分の給付費で、人事院勧告による保育単価の改正による増額と、利用実績に伴う適用単価の見直し等により、事業費全体で減額補正となるものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

議案第13号 平成29年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第13号平成29年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るものである。

この条例については、本市の厳しい財政運営を考慮し、特別職及び一般職のうち課長補佐級以上の職員の月額給料を本市独自でカットしていることについて条例化しているものである。

第2条で教育長の月額給料について、100分の10に相当する額を減じる措置を行うこと

と、第3条で一般職について、部長級から課長補佐級の職員まで、それぞれ給料月額を減額を行うものである。

なお、この措置については、平成16年度から大津市独自でこのような形で特例条例を制定して独自カットを行っているものである。

【質 疑】 な し

【採 決】 承 認

議案第14号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第15号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第14号大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について及び議案第15号大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るものである。

平成28年人事院勧告並びに滋賀県人事委員会勧告に基づき、正規職員の給与改定がなされることにならない、臨時的任用職員の賃金及び嘱託職員の報酬の改正を行うものである。

臨時的任用職員について、代表的なもので、事務補助員は月額500円の増額となり、一部職種を除く時給者については100円増額となっている。

嘱託職員については、教育職給料表第2表に基づき報酬額が決定されているものについては、月額で1,000円から1,600円の増額、行政職給料表に基づき決定がなされているものについては、1,500円の増額改定となっている。

期末手当については、臨時的任用職員で、現行6月期が100分の111、12月期が100分の121の合計2.32月分が、改定後、6月期が100分の114、12月期が100分の124の合計2.38月分に改定される。嘱託職員については、現行6月期が100分の154、12月期が100分の164の合計3.18月分が、改定後、6月期が100分の158、12月期が100分の168の合計3.26月分に改定される。なお、市担講師については、地域手当相当分について、現行100分の6.65を、100分の7.3に、勤勉手当については、現行6月及び12月期のそれぞれ100分の80を、ともに100分の85に改定する。

なお、市内小中学校の養護教諭の複数配置化に伴い、嘱託職員として養護教諭の採用を行うことから、嘱託職員の区分に小中学校養護教諭を加えている。また、臨時的任用職員の養護教諭補助員については、今後採用を行わないことから、職を廃止し、区分から削除している。

【質 疑】 な し

【採 決】 承 認

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言